

事業評価書（事後）

平成21年8月

評価対象（事業名）	介護予防市町村支援事業 （介護予防に係る事業評価・市町村支援事業費）	
主管部局・課室	老健局老人保健課	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	Ⅹ	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策目標	3	高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
施策目標	3-1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること
個別目標1		効果的な介護予防・健康づくりを推進すること
個別目標2		介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援を実施すること
個別目標3		高齢者の社会参加・生きがいづくりのための活動を支援すること

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成17年度）
<p>(1) 現状分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度施行後5年間に要介護認定等を通じ高齢者の状態像に関する様々なデータ・知見が蓄積されてきており、これらによると、 ア. 要介護認定者数は約2倍に増え、中でも要支援・要介護1といった軽度者の増加が著しいこと、 イ. こうした軽度者の多くは、転倒・骨折や高齢による衰弱等により徐々に生活機能が低下するタイプであり、適切なサービス利用により状態の維持や改善の可能性が高いことが明らかとなってきたところである。 ・また、軽度者に対して、介護予防の観点からの効果的なサービスについて、科学的な根拠や知見も集積されてきているところである。 <p>(2) 問題点・(3) 問題分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度において、介護予防に関連するサービスとして、 ア. 老人保健法に基づき市町村が40歳以上の住民を対象として実施している「老人保健事業」における機能訓練等のサービス、 イ. 要介護認定で「非該当」となった者などを対象に市町村が実施している「介護予防・地域支え合い事業」の中の介護予防サービス、 ウ. 介護保険制度において、要支援者を対象とする「予防給付」や、要介護者を対象とする「介護給付」の一部 <p>などが提供されているところであるが、これらのサービスについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 介護予防が効果的な対象者を的確に把握できておらず、対象者に空白や重複もあるといったマネジメントシステムに係る課題 イ. サービスの内容についても、介護予防の観点から、その効果の検証が必ずしも十分になされておらず、また、それぞれのサービスの整合性も確保されていないといったサービスの内容に係る課題が指摘されているところである。 <ul style="list-style-type: none"> ・このため、今般の介護保険制度改正において、要支援・要介護になる前の段階の者から要支援・要介護1といった軽度者に至るまで、市町村を責任主体とした一貫した介護予防のマネジメントシステムを構築するとともに、サービスについても、要支援・要介護になる前の虚弱な高齢者を対象とした地域支援事業（介護予防事業）を創設

するとともに、現行の予防給付を介護予防の観点からより効果的なものへと見直しを行ったところである。

(4) 事業の必要性

- ・ こうした事業（サービス）による介護予防の効果を全国的により高めるためには、事業（サービス）が介護予防の観点からより効果的な方法で実施され、実施された後には事業実施に関する適切な評価がなされることが重要であるとともに、事業（サービス）を受ける利用者が意欲的に事業に参加することが重要である。
 - ・ このため、こうした観点から、
 - ア．都道府県において、管内市町村で実施される事業（サービス）を広域的な見地から評価するシステムを確立するとともに、
 - イ．効果的な介護予防の手法を普及・定着させるための研修事業等を実施すること、
 - ウ．介護予防に関する住民の理解を得るための普及啓発事業を実施すること
- としたところである。

事後評価実施時（現在）における現状・問題分析

平成17年の介護保険法改正により、新予防給付や特定高齢者施策等の介護予防事業の創設を行ったところであり、これらの制度改正により、予防重視型システムへの変換を図った。市町村が行う介護予防関連事業を支援するため、介護予防市町村支援事業を実施し、広域的な視点からの介護予防に関する普及啓発、介護予防関連事業に従事する者の資質向上に関する研修の実施、地域包括支援センターの職員に対する介護予防サービス利用者へのケアマネジメントの研修の実施等を行っているところである。これらの取組を通じて、介護予防の取組の推進を図っている。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他（ ）

(2) 事業の内容（概要）

市町村における効果的な介護予防関連事業の実施の支援を目的として実施している事業である。具体的には、都道府県に「介護予防市町村支援委員会」を設置し、介護予防の普及啓発に関すること、介護予防関連事業に従事する人材の確保及び資質向上に関すること等を当該委員会が調査・検討し、その結果を踏まえ、都道府県はその調査・検討を行った事項について必要な措置を講じるというものである。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ）

予算額（単位：百万円）	H18	H19	H20	H21	H22
	280	282	183	149	149

※「H22」については予算概算要求額

3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

事業の目標

要支援・要介護者の増加率の減少、介護予防事業評価・市町村支援委員会の開催回数、介護予防に関する研修会の開催回数

政策効果が発現する時期 平成18年度～

4. 評価指標等

アウトカム指標

（達成水準／達成時期）

※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

	H16	H17	H18	H19	H20
1 要支援・要介護者数の増加率の減少 （施策導入以前の増加率（H17年度5.6%）より減少／H18年度以降毎年度）	6.6% 【-%】	5.6% 【-%】	1.9% 【294.7%】	3.0% 【186.7%】	集計中 【-%】

（調査名・資料出所、備考）

介護保険事業状況報告（老健局介護保険計画課調べ）による。

増加率は、当該年度末時点の認定者数（万人）を前年度末時点の認定者数で割った数。

H20年度の指標はH21年9月頃集計完了予定。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	介護予防市町村支援委員会の開催回数 (前年度以上/毎年度)	— 【-%】	— 【-%】	80 【-%】	82 【102.5%】	集計中 【-%】
2	介護予防に関する研修会の開催回数 (前年度以上/毎年度)	【-%】	【-%】	255 【-%】	321 【125.9%】	集計中 【-%】
(調査名・資料出所、備考) 介護保険事業費補助金実績報告(老健局調べ)による。 H20年度の指標はH21年8月頃集計完了予定。						

5. 事前評価の概要

必要性の評価	介護保険制度の持続可能性の向上に資する介護予防に関する事業の市町村における実施状況を全国的・全国的視野から評価する必要があることから、行政が関与する必要がある。また、介護予防の観点から効果的な事業(サービス)実施が全国的に行き届くよう、国において、効果的な介護予防の手法の普及等の支援を行っていく必要がある。
有効性の評価	本事業により、市町村や事業者が行う介護予防関連事業の質が向上し、新たに要介護認定を受ける者(要介護状態に陥る者)が減少する。
効率性の評価	要支援・要介護状態になる前から介護予防に取り組むことにより、介護給付費の増加の抑制を図ることができ、かつ、民間事業者や地方公共団体がニーズに応じた役割を果たすことができるため、効率的で適正な手段である。 本事業は、上記の介護予防に関する事業(サービス)の質の向上に資するものである。 また、介護予防に関する事業の導入により、要介護状態となることの予防や軽度者の重度化の防止が図られ、要介護者の増加の抑制、ひいては介護保険の給付費の抑制につながる。

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)	都道府県補助→介護予防事業評価・市町村支援委員会の設置→支援委員会における専門部会設置→市区町村に対する介護予防事業の調査・評価・支援→市区町村による事業所、地域包括支援センターへの調査・評価・支援・指導→サービス向上→介護予防事業参加者における要介護認定数減少
有効性の評価	本事業の実施により、介護予防市町村支援委員会や介護予防に関する研修会の開催回数が増加するとともに、政策効果が発現する平成18年度以降、要支援・要介護者数の増加率が大幅に減少するなど、本事業の実施によって、高齢者の介護予防・健康づくりが推進されているものと考えられる。また、本事業の実施等を通じて、新予防給付制度導入前後で要支援1相当の者1000人当たりの維持改善者数が611人から766人へと増加しているところでもある。 したがって、本事業は、高齢者の介護予防・健康づくりに関して有効な事業であったと評価できる。
事後評価において特に留意が必要な事項	なし。

(2) 効率性の評価

効率性の評価	また、介護予防の推進にあたっては、各地域の特性に応じた取組を推進することが必要である。本事業においては、都道府県に「介護予防市町村支援委員会」を設置し、支援委員会において、地域ごとに介護予防の普及啓発に関すること、介護予防関連事業に
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

従事する人材の確保及び資質向上に関すること等を当該委員会が調査・検討し、その調査・検討の成果に沿って必要な措置を講じることとしており、効率的に介護予防の推進を図っているものと考えられる。各都道府県において、チラシによる普及に加え、インターネットやケーブルテレビを利用して普及啓発を行ったり、介護関連事業の実施担当者に対して、テーマを絞り込んだ研修会を開いたりしており、その自治体に適した手法で効率的に事業を効率的に実施しているものと評価できる。

事後評価において特に留意が必要な事項

なし。

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

(4) 政策等への反映の方向性

介護予防市町村支援事業が高齢者の介護予防・健康づくりにとって有効かつ効率的な事業であるという評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

7. 特記事項

①国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む。)の該当

(1) 有・無

(2) 具体的記載

○介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)

・衆議院での審議の過程において、「この法律の施行後3年を目途として新予防給付および地域支援事業について、その実施状況等を勘案し、費用に対するその効果の程度等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずること」との法案修正が行われた。

・参議院においても、「新予防給付・地域支援事業の実施状況をみながら、平成20年度末までに予防効果の評価検討と同時に、保険料、サービスの水準、要介護認定審査等における地域格差の縮小を図り、全国平等のサービスとなるよう必要な財政措置を講ずること。」との附帯決議がなされた。→審議対象法律名を記載して下さい。

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当

(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)

(1) 有・無

(2) 具体的内容

○経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)

第3章 21世紀型行財政システムの構築

1. 歳出・歳入一体改革の実現

(2) 社会保障改革

① 医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム

医療・介護サービスについて、質の維持向上を図りつつ、効率化等により供給コストの低減を図る。このため、以下の取組を盛り込んだ平成20年度から24年度までの5年間を基本とする「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」等を推進する。〔生活習慣病対策・介護予防の推進、(以下省略)〕

③審議会の指摘

(1) 有・無

(2) 具体的内容

④研究会の有無

(1) 有・無

(2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

- (1) 有 無
- (2) 具体的状況
- 介護保険事業等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（平成20年9月）
「要介護等状態の軽減又は悪化を防止することにより介護保険給付費の抑制を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。」
 - ① 介護予防サービス等の利用により要支援1及び要支援2の状態を維持・改善するという効果を広く広報することにより、介護予防サービス等の利用促進を図ること。
 - ② 介護予防サービス計画の作成について、介護報酬が妥当なものであるか否かについて、検証すること。
 - ③ 特定高齢者に対する介護予防事業について、費用対効果の観点から厳密な分析を行い、その結果を踏まえ、事業の在り方を検討すること。」
- ⑥会計検査院による指摘
 - (1) 有 無
 - (2) 具体的内容
- ⑦その他